

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

初秋の候、保護者の皆様にはご健勝にお過ごしのことと存じます。日頃は、本校教育推進にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、台風12号が日本列島に接近しています。今後の動きによっては近畿地方に大きな影響を与えることも考えられます。つきましては、警報が出された場合の登下校の措置についてお知らせしますので、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願ひいたします。

「京都府南部地方」もしくは「京都・亀岡地域」に 「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合

「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、
このような措置を取ります。

それ以外の警報（大雨警報・洪水警報など）が発令されても、登下校に支障がない限り授業を行います。
※「大雨警報」のみ発令された場合は、いつも通り集団登校します。

1 「特別警報」が発令された場合

① 「特別警報」が登校前に発令された場合

1 解除されるまでは登校を見合わせ、命を守る行動をとることを優先し、自宅待機させてください。

2 解除された場合

(1) 午前0時までに解除になった場合 …… 5校時（午後1時55分）から始業（給食は中止）
午後1時00分に集団登校集合場所に集まり集団登校。

(2) 午前0時現在、警報発令中の場合 …… 臨時休業

例：9月5日に「特別警報」が発令された場合…5日は臨時休業となります。特別警報が9月6日午前0時までに解除されたら、6日午後1時00分に集団登校の集合場所に集まり集団登校します。
9月5日に続き、9月6日午前0時現在「特別警報」発令中の場合、6日も臨時休業となります。

② 「特別警報」が登校後に発令された場合

下校の安全が確認できるまで全員学校待機とします。その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、「家庭環境調査票」の『緊急時の下校』の対応をふまえて、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機とします。

2 「暴風警報」が発令された場合

(1) 「暴風警報」が登校前に発令された場合

1 解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

2 解除された場合

(1) 午前7時までに解除になった場合 …… 平常授業
いつもの時間に集団登校集合場所に集まり集団登校。

(2) 午前9時までに解除になった場合 …… 3校時（午前10時45分）から始業
午前10時00分に集団登校集合場所に集まり集団登校。

(3) 午前11時までに解除になった場合 …… 5校時（午後1時55分）から始業（給食は中止）
午後1時00分に集団登校集合場所に集まり集団登校。

(4) 午前11時現在、警報発令中の場合 …… 臨時休業

(2) 「暴風警報」が登校後に発令された場合

下校の安全が確認できるまで全員学校待機とします。その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、「家庭環境調査票」の『緊急時の下校』の対応をふまえて、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機とします。